

●平成26年度 就学援助実施状況

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法										ウェブサイトURL
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他		
	該当団体数		83	34	9	16	47	63	51	3	5	10	34	
長野県	長野市	教育委員会事務局 学校教育課	026-224-5081	○			○						http://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/gakukyou/6708.html	
長野県	松本市	学校教育課	0263-33-9846	○			○	○	○				http://www.city.matsumoto.nagano.jp/kurasi/enjo/kyoiku/syugakueniyo.html	
長野県	上田市	教育委員会学校教育課	0268-23-5101	○	○	○	○	○	○				http://www.city.ueda.nagano.jp/hp/index.html	
長野県	岡谷市	教育部教育総務課	0266-26-4811	○		○	○	○	○	○			http://www.city.okaya.lg.jp/	
長野県	飯田市	学校教育課	0265-22-4511(内線3712)	○	○		○	○	○			○	http://www.city.iida.lg.jp/soshiki/37/syugakuenjo.html	
長野県	諏訪市	教育総務課	0266-52-4141(内線462)	○			○	○	○				http://www.city.suwa.lg.jp/www/info/detail.jsp?id=4677	
長野県	須坂市	須坂市教育委員会学校教育課	026-248-9010	○	○		○	○	○				http://www.city.suzaka.nagano.jp/ikui/gakkou/syugakuenjo/	
長野県	小諸市	教育委員会事務局 学校教育課子ども相談係	0267-22-1700(内線319)	○					○				http://www.city.komoro.lg.jp/doc/2014022404263/	
長野県	伊那市	教育委員会事務局 学校教育課	0265-72-3351	○			○	○				○	http://www.inacity.jp/kurashi/hojo/enjo/hojo_ido/shugakuenioseido.files/shugakuenioseido01.pdf	
長野県	駒ヶ根市	駒ヶ根市教育委員会 子ども課	0265-83-2111 内711			○	○	○	○				○	
長野県	中野市	教育委員会事務局学校教育課	0269-38-3112	○			○	○	○				http://www.city.nakano.nagano.jp/docs/2014011603967/	
長野県	大町市	大町市教育委員会学校教育課	0261-22-0420(内)611	○			○	○					http://www.city.omachi.nagano.jp/00024000/00024100/00024301.html	
長野県	飯山市	教育部子ども課学校教育係	0269-62-3111	○		○			○	○		○	http://www.city.iiyama.nagano.jp/soshiki/kodomo/kyoiku/shugakuenjo/schoolexpensesubsidies.htm	
長野県	茅野市	こども部 学校教育課 学務係	0266-72-2101 内線605	○			○	○	○				http://www.city.chino.lg.jp/www/contents/1362542670050/index.html	
長野県	塩尻市	教育総務課学校支援係	0263-52-0280 内線3114			○	○		○					
長野県	佐久市	学校教育部 学校教育課 学務係	0267-62-3478	○			○	○	○				http://www.city.saku.nagano.jp/kyoiku/kyoikuiinkai/shinsei/shugakuenjo.html	
長野県	千曲市	千曲市教育委員会教育総務課学校教育係	026-275-0004(内線6315)	○			○	○	○				http://www.city.chikuma.lg.jp/	
長野県	東御市	東御市教育委員会教育課学校教育係	0268-64-5879				○	○	○					
長野県	安曇野市	教育部 学校教育課 学校教育係	0263-62-0133(内線172)	○		○	○	○	○				http://www.city.azumino.nagano.jp	
長野県	小海町	教育委員会	0267-92-2391						○					
長野県	川上村	教育振興課	0267-97-2600						○					
長野県	南牧村	学校教育係	0267-96-2104			○	○	○	○	○	○			

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法											ウェブサイトURL	
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他				
長野県	南相木村	教育係	0267-78-2433				○	○	○							
長野県	北相木村	教育委員会	0267-77-2111				○	○								
長野県	佐久穂町	教育委員会	0267-86-4940				○		○							
長野県	軽井沢町	教育委員会 学校教育係	0267-45-8672				○	○								
長野県	御代田町	教育委員会 学校教育係	0267-32-9100				○	○	○							
長野県	立科町	教育委員会 子育て教育係	0267-56-2311						○							
長野県	青木村	教育委員会	0268-49-2224				○	○								
長野県	長和町	学校教育係	0268-68-2127		○		○	○								
長野県	下諏訪町	教育こども課 教育総務係	0266-28-0001	○			○	○	○				○		http://www.town.shimosuwa.lg.jp/	
長野県	富士見町	子ども課	0266-62-9235			○	○	○					○			
長野県	原村	教育課	0266-797920	○	○	○	○								www.vill.hara.nagano.jp	
長野県	辰野町	教育委員会 学務係	0266-41-1111	○	○	○		○	○						http://www.town.tatsuno.nagano.jp/	
長野県	箕輪町	教育委員会教育課教育係	0265-70-6603				○	○	○							
長野県	飯島町	教育委員会こども室	0265-86-6711	○				○	○						http://www.town.iiima.lg.jp/index.php?fb=hp&ci=12704	
長野県	南箕輪村	教育委員会 学校教育係	0265-76-7007	○			○	○	○						http://www.vill.minamiminowa.nagano.jp/	
長野県	中川村	教育委員会	0265-88-1005				○	○								
長野県	富田村	教育委員会	0265-85-2314				○	○								
長野県	松川町	松川町教育委員会事務局こども課	0265-36-7023						○							
長野県	高森町	こども未来係	0265-35-9416	○			○	○	○						http://www.town.takameri.nagano.jp/contents/08000001.html	
長野県	阿南町	教育委員会	0260-22-2270				○	○								
長野県	阿智村	教育委員会	0265-45-1231					○	○							
長野県	平谷村	教育委員会	0265-48-2211			○										
長野県	根羽村	教育委員会	0265-49-2111			○										
長野県	下條村	教育委員会	0260-27-1050					○								

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法											
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他	ウェブサイトURL		
長野県	山ノ内町	教育委員会 学校教育係	0269-33-1102	○			○	○							http://www.town.yamanouchi.nagano.jp/
長野県	木島平村	子育て支援室	0269-82-2350					○							
長野県	野沢温泉村	教育委員会事務局	0269-85-3115	○	○			○							www.vill.nozaawaonsen.nagano.jp
長野県	信濃町	教育委員会 総務教育係	026-255-5923				○	○	○				○		
長野県	小川村	教育委員会	026-269-3146					○							
長野県	飯綱町	教育委員会事務局総務教育係	026-253-4769				○	○	○						
長野県	栄村	教育委員会事務局	0269-87-3118					○	○						
長野県	上田市長和町中学校組合	事務局	0268-85-2332				○								
長野県	辰野町塩尻市小学校組合	教育委員会 学務係	0266-41-1111	○	○	○		○	○						http://www.town.tatsuno.nagano.jp/
長野県	麻績村筑北村中学校組合	教育委員会	0263-67-4858	○			○	○	○						http://www.vill.omi.nagano.jp
長野県	小海町北相木村南相木村中学校組合	教育委員会	0267-92-2391						○						
長野県	塩尻市辰野町中学校組合	教育総務課学校支援係	0263-52-0280 内線3114			○	○		○						
長野県	松本市・山形村・朝日村中学校組合	学校教育課	0263-33-9846				○	○	○						

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			テ(その他)の場合の内容		平成25年度 準要保護・準要保護就学援助率		
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠		目安額	
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村住民税の非課税	市町村住民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費、学校費等の学費の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を自動的に要件が変わるもの)	市区町村住民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村住民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村住民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの					
課税所得等の分類	基準額の時期																								
	該当団体数	78	82	71	73	74	78	62	61	66	66	68	69	73	64	23	1	0	0	45					
長野県	長野市		○				○													1.3	課税所得	前年度	386	15%未満	
長野県	松本市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2.5	その他	前年度	420	20%未満	
長野県	上田市	○	○				○					○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	給与収入(税引き前)	当該年度	335	10%未満	
長野県	岡谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	給与収入(税引き前)	その他	383	15%未満	
長野県	飯田市	○	○				○																民生委員会が、特に就学援助費の支給が必要であると認められる者	10%未満	
長野県	諏訪市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	給与収入(税引き前)	前年度	353	病気・災害などの特別な事情により、生活が困難である場合	15%未満
長野県	須坂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	当該年度	300	保護者の災害・事故・疾病等により、その世帯の生計に著しい変化を生じ、生活が困難と認められる者。	15%未満
長野県	小諸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	給与収入(税引き前)	前年度	363	15%未満	
長野県	伊那市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	給与収入(税引き前)	前年度	315	15%未満	
長野県	駒ヶ根市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	給与収入(税引き前)	前年度	268	生活保護基準額の1.3倍以上1.6未満の世帯で、家庭の状況を個別に判断して生活状態が悪いと認められる者	10%未満
長野県	中野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	当該年度	295	10%未満	
長野県	大町市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				保護者等が不慮の災害、事故、疾病等によりその世帯の生計に著しい変化を生じ、生活が困難であると認められる者、その他、教育委員会が特に認めざるを要するもの。	10%未満	
長野県	飯山市	○	○																	1.2	課税所得	前年度	300	10%未満	
長野県	茅野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	課税所得	前年度	374	学校長又は民生委員が特に援助を必要と認める状態にある者	15%未満
長野県	塩尻市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前年度		家庭状況により変動	15%未満
長野県	佐久市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	当該年度	290	学校長又は民生委員が特に援助を必要と認める状態にある者	15%未満
長野県	千曲市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				特別支援教育就学援助費にかかる収入額、必要額課税と同様の計算で、収入額が必要額の1.5倍未満の者	15%未満	
長野県	東御市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	課税所得	前年度	299	15%未満	
長野県	安曇野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	給与収入(税引き前)	その他	237	15%未満	
長野県	小海町	○																						10%未満	
長野県	川上村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					生活保護基準額を1.5倍に超過する世帯に該当している者(前年度の所得が前年度の所得を1.5倍に超過している者)のうち、その世帯長又は世帯の責任者が特に援助を必要と認める状態にある者	5%未満
長野県	南牧村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					学校長または民生委員並びに教育委員会が特に援助を必要と認める状態にある者	5%未満

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額	テ(その他)の場合の内容	平成25年度準要保護・準要保護就学援助率			
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ				チ	ツ	テ
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費、学費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等または通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)				市区町村民税(所得割)課税最下限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(均等割)課税最下限度額に一定の係数を掛けたもの	その他
長野県	南相木村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	その他経済的に困難しており、就学に支障があると認められる者	5%未済	
長野県	北相木村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							5%未済	
長野県	佐久穂町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	学校長又は民生(児童)委員が特に援助を必要と認める状態にある者	10%未済	
長野県	軽井沢町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	遺族年金等公的年金を受給していない	10%未済	
長野県	御代田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							10%未済	
長野県	立科町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							10%未済	
長野県	青木村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	その他教育委員会が特に援助を必要と認める者	10%未済	
長野県	長和町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							10%未済	
長野県	下諏訪町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	1.4 給与収入(税引き前) 前年度 386	学校長又は民生児童委員が特に援助を必要と認める状態にある者	10%未済
長野県	富士見町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	1.5 課税所得 前年度 250		10%未済
長野県	原村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	1.5 課税所得 前年度 356		10%未済
長野県	辰野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○		「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額早見表」を利用している。	15%未済
長野県	箕輪町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○		その他学校長又は民生委員・児童委員が特に援助を必要と認める状態にある者	10%未済
長野県	飯島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○		その他学校長又は民生児童委員が特に援助を必要と認める状態にある者	10%未済
長野県	南箕輪村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	1.3 給与収入(税引き前) 当該年度 270	その他、教育委員会が特に援助を必要と認める状態にある者	10%未済
長野県	中川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○		準要保護の認定に、「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額早見表」を利用している。	10%未済
長野県	宮田村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○		認定にあたっては、保護基準額の1.3倍以下を対象としている。	10%未済
長野県	松川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○		準要保護の認定に、「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額早見表」を利用している。	10%未済
長野県	高森町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	1.3 課税所得 前年度 240		10%未済
長野県	阿南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○		最低生活費認定調査で求めた「収入充当額」が「最低生活費」の1.5倍未満であること。	5%未済
長野県	阿智村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○			10%未済
長野県	平谷村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○			25%未済
長野県	根羽村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○			10%未済
長野県	下條村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○		その他学校長または民生委員が特に援助を必要と認める状態にある者	10%未済

		3. 平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																				
		問A-2					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)										
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア 他の認定基準に該当するかどうかを確認	イ 学校や教育委員会で状況等を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別にある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への手厚い支援	ケ その他
①都道府県	②市町村名																					
	該当団体数	6	0	13	0	4	6	0	0	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野県	長野市			○																		
長野県	松本市			○																		
長野県	上田市			○																		
長野県	岡谷市			○																		
長野県	飯田市																					
長野県	諏訪市			○																		
長野県	須坂市	○					○			○												
長野県	小諸市			○																		
長野県	伊那市			○																		
長野県	駒ヶ根市	○					○			○												
長野県	中野市			○																		
長野県	大町市																					
長野県	飯山市			○																		
長野県	茅野市			○																		
長野県	塩尻市																					
長野県	佐久市	○					○			○												
長野県	千曲市																					
長野県	東御市					○																
長野県	安曇野市	○					○			○												
長野県	小海町																					
長野県	川上村																					
長野県	南牧村																					

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)																			問C 補足事項等	
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2		問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)						問B-4 問B-2で対応していない場合、経済的に困難している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)							
		下げた	下げていない	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	ア. 他の認定基準に該当するかを確認	イ. 学校や教育委員会で家計等の状況を個別判断	ウ. 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準額を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への手厚い支援	ケ. その他
	該当団体数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野県	長野市																					
長野県	松本市																					※市では、例年、前年4月1日の生活保護基準を用いて認定しているため、今年度の認定は平成25年4月の生活保護基準(引き下げ前の基準)で認定を行いました。
長野県	上田市																					生活扶助基準引き下げに伴う影響により、不認定となるケースが発生しないように考慮して認定を行っています。
長野県	岡谷市																					
長野県	飯田市																					
長野県	諏訪市																					
長野県	須坂市																					
長野県	小諸市																					
長野県	伊那市																					
長野県	駒ヶ根市																					※市では、例年、前年4月1日の生活保護基準を用いて認定しているが、生活保護基準の見直しにより、認定基準額が引き下げられたことにより、生活保護基準額を超過する世帯が増加している。市では、認定基準額を超過する世帯については、認定基準額を超過しないよう認定を行っている。
長野県	中野市																					※市では、生活保護基準の見直しに伴う影響により、認定基準額を超過する世帯が増加している。市では、認定基準額を超過する世帯については、認定基準額を超過しないよう認定を行っている。
長野県	大町市																					
長野県	飯山市																					
長野県	茅野市																					
長野県	塩原市			○																		
長野県	佐久市																					生活扶助基準がさらに見直される平成27年度には、認定に用いる1.3倍という係数も見直し予定。
長野県	千曲市																					
長野県	東御市																					基準の時期の変更
長野県	安曇野市																					
長野県	小海町																					
長野県	川上村																					
長野県	南牧村																					

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)														問C 補足事項等						
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2		問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困難している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)								
下げた	下げていない	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア 他の認定基準に該当するかを確認	イ 学校や教育委員会等での状況を個別判断	ウ 25年度に对象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への厚い支援	ケ その他		
長野県	南相木村																					
長野県	北相木村																					
長野県	佐久穂町																					
長野県	軽井沢町																					
長野県	御代田町																					
長野県	立科町																					
長野県	青木村																					
長野県	長和町																					
長野県	下諏訪町																					なお、今後生活保護の基準額が確定したところで、認定基準(係数等)の見直しを検討予定。
長野県	富士見町																					平成25年度より生活保護の1.2倍⇒1.5倍に上げた。
長野県	原村																					基準額の時期を変更
長野県	辰野町																					
長野県	箕輪町																					
長野県	飯島町																					
長野県	南箕輪村																					
長野県	中川村																					
長野県	富田村																					
長野県	松川町																					
長野県	高森町																					
長野県	阿南町																					25年度に認定された世帯から26年度においても申請があったが、基準内であったため申請を認定された。同時に申請が出ていない「生活保護基準が厳しすぎる」という声があるのか分からないが、生活の実態が変化しないのに、認定から外れてしまうというケースがあった場合、その改善を要する生活実態はないと思います。
長野県	阿智村																					
長野県	平谷村																					
長野県	根羽村																					
長野県	下條村																					

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)														問C 補足事項等							
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2		問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困難している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)									
		下げた	下げていない	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア 他の認定基準に該当するかを確認	イ 学校や教育委員会等での状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への厚い支援	ケ その他	
長野県	売木村																						
長野県	天龍村																						
長野県	泰皇村																						
長野県	喬木村																						
長野県	豊丘村																						
長野県	大鹿村																						保護者負担軽減のため、平成26年度より小学生・中学生の給食費の半額を、村で補助しています。
長野県	上松町																						
長野県	南木曾町																						
長野県	木祖村																						
長野県	王滝村																						
長野県	大桑村																						
長野県	木曾町																						
長野県	麻績村																						
長野県	生坂村																						
長野県	山形村																						
長野県	朝日村																						
長野県	筑北村																						
長野県	池田町																						
長野県	松川村																						
長野県	白馬村																						基準額の時期を要(平成25年8月以前のものを使用)
長野県	小谷村																						
長野県	坂城町																						
長野県	小布施町																						
長野県	高山村																						

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)														問C 補足事項等						
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2		問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困難している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)								
下げた	下げていない	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア 他の認定基準に該当するかどうかを確認	イ 学校や教育委員会等で家計等の状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への厚い支援	ケ その他		
長野県	山ノ内町																					
長野県	木島平村																					
長野県	野沢温泉村																					
長野県	信濃町																					
長野県	小川村																					
長野県	飯綱町																					
長野県	栄村																					
長野県	上田市長和町中学校組合																					
長野県	辰野町塩尻市小学校組合																					
長野県	麻績村筑北村学校組合																					
長野県	小海町北相木村南相木村中学校組合																					
長野県	塩尻市辰野町中学校組合																					
長野県	松本市・山形村・朝日村中学校組合																					

※当市では、例年、前年4月1日の生活保護基準額を用いて認定しているため、今年度の認定は平成25年8月の生活保護基準額を下げた後の基準で認定を行いました。